

玉野市立玉小学校いじめ防止基本方針

～子どもたちの「あふれる笑顔 きらめく瞳」を求めて～

令和5年6月 改訂

◆ はじめに ◆

玉小学校は、「あふれる笑顔 きらめく瞳」という教育目標を掲げています。それは、達成感や充実感、満足感等に裏打ちされた笑顔であり、好奇心やチャレンジ精神をもって主体的に取り組もうとする瞳の輝きで、そうした児童の姿を目標に、日々の教育活動を行っています。

ところが、「いじめはどの学校でも起こりうるものである」という現実があります。この現実を克服し教育目標に掲げた児童の姿に少しでも近づけるため、私たち玉小学校の教職員は次に示す基本的な姿勢でいじめの未然防止に努めます。

- ・いじめを生まない、許さない、見過ごさない学校づくりに努めます。
- ・児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ・いじめの早期発見のために、様々な手だてを講じます。
- ・いじめられている児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種機関や専門家と協力していじめの早期解決に努めます。

◆ いじめの定義（文部科学省より一部抜粋） ◆

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

◆ 本校が行ういじめの防止等に関する取組 ◆

1 いじめの未然防止のための取組の推進について

いじめによってつらい思いをする児童が一人でも出ないようにしたい。そのために、玉小学校の児童一人ひとりが活躍でき、自己有用感の得られる居場所としての学校づくりに取り組みます。また、「いじめは絶対に許さない、許されない」ことを理解させること、自他の生命を大切にし、美しいものを見たり心温まる話を聞いたりしたときに素直に感動できる豊かな心を育てること、互いの良さを認め合い、思いやりに満ちた人間関係をつくっていくことができる力を育てることに努めます。

こうしたことを日々の教育活動の中で進めていくとともに、次に示すいじめの発生を未然に防ぐための様々な活動に取り組んでいきます。

①道徳教育を充実し、豊かな心の育成に努めます

学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進し、社会性や規範意識、善悪の判断力を育てるとともに、友情、信頼、思いやりなど豊かな情操や道徳心の育成に努めます。また、自他の生命を尊重し、互いの人格を理解し互いに支え合おうとする態度、心の通う人間関係を構築する能力等、よりよく生きようとする自己指導能力を育成します。

②人権教育を推進し、人権についての正しい理解を深めるとともに人権感覚を磨きます

人権教育を学校経営の基盤に据え、一人一人の思いを大切にする教育を実践します。学校のあらゆる教育活動を通じて児童の自尊感情を育み、人権感覚を磨いていきます。

「いじめは人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを学年の発達段階に応じて理解させ、いじめや差別を許さず、いじめや差別をなくしていこうとする力を育てます。また、互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくりを築き

ます。

③体験活動、異学年交流等の教育活動を推進し、社会性を育みます

あいさつの励行、昔の生活体験、清掃ボランティア活動、自然体験活動、集団宿泊体験等の様々な体験活動や、異学年間での学び合い、遊び等、異学年交流の推進により、社会規範を守って行動しようとする態度やコミュニケーション能力、互いを思い合う豊かな情操の育成を目指します。

④教職員の資質能力向上研修や教育相談体制の充実に努めます

いじめ問題への対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質向上を図るため、様々な研修の充実に努めます。児童の心に寄り添った見守りや支援、関わりができるよう、生徒指導に関わる技能を高める研修、いじめ防止と対策法に関する研修、ネット上のいじめと対策法に関する研修、教育相談に関する研修等、様々な資質能力向上研修に努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣により、教育相談体制を充実します。

⑤情報モラル教育に取り組みます

スマートフォン（携帯電話を含む）をはじめとするＩＣＴ機器によるＳＮＳ等、インターネットを介したいじめ（ネットいじめ）の増加に対応するため、発達段階に応じて情報モラルを身に付けさせる取組を行います。また、保護者に対しても、携帯電話等のもたらす様々な問題について、学校だよりや懇談、ホームページ等、いろいろな機会を通じて情報提供や啓発を図ります。

⑥児童がストレスを感じない学校づくり、居場所づくりを推進します

いじめに向かう要因の多くに、個々の抱えるストレスがあると言われています。児童が感じるストレスを軽減させることは、いじめの未然防止のために非常に重要です。学習に対するストレスを軽減するために、ユニバーサルデザインに根ざした「わかる授業」や個別指導の充実等を推進します。人間関係上のストレスを軽減するために、学校生活の中で、一人一人が活躍できる場を大切に、学級、学校が児童にとってよりよい居場所となるよう努めます。一人一人の自己有用感を高めると共に、互いに相手の立場を尊重し合える温かい集団づくりに取り組みます。

⑦地域や家庭との連携を促進します

いじめに関わる情報を学校と個々の家庭が共有することは、いじめの未然防止を進める上で欠かせない条件です。日頃から学校での児童の頑張りや善い行いを家庭に届けると共に、学校と家庭が共通理解を図りながら児童の成長に関わり、信頼関係が築けるよう取り組みます。また、学校の様子やいじめに関わる情報等を家庭や地域の方に知っていただけるよう情報提供の機会を増やす努力をしていきます。

2 いじめの早期発見の取組の充実について

「いじめは、いつでも、どこでも、どの子にも起こりうる」という危機意識を私たち教職員は共有して指導に当たっています。普段の児童の姿を見守り、行動実践可能なあらゆる手立てを講じていじめの早期発見に努め、被害を受けている児童に寄り添いながらいじめの解決に努力します。

① 教育相談体制の充実に努めます

私たち教職員は、常に児童の様子を見守り、適切なカウンセリングマインドをもって接し、児童が何でも相談できる温かい人間関係づくりに努めます。また、児童との対話や遊び、日記から読み取る等、学校生活全般を通して実態把握に努めます。同時に、教

育相談（個人面談）を定期的実施したり、いじめに関するアンケート調査やSNS、ネット使用の実態調査を行ったりして児童の実態把握を行います。

② 校内の情報共有体制を整備します

家庭環境や普段の言動等に関する児童の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努めます。また、状況に応じて機敏に情報の整理、共有及び組織的・積極的な指導支援を行い、校内の生徒指導体制の充実に努めます。

③ 地域や家庭に情報提供等を依頼します

保護者や地域に対して、いじめに係る情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて繰り返し依頼します。地域コーディネーターや地域ボランティア、民生委員とも連携して見守り、早期発見に努めます。

3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、いじめ防止対策委員会を組織し対応します。被害を受けた児童への支援を最優先とし、心に寄り添った聴き取り、対応に努めます。いじめに関係する児童への聴き取りや指導を適切に行うとともに、いじめに向かわせた要因に働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。また、該当する児童だけでなく、学級・学校の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会に報告するとともに、重大な事案については関係機関に相談・通報する等の対応を行います。

重大事態に当たるいじめの例

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

① いじめを認知した時点で対応します

けんかやふざけ合い等を含め、いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止め、児童から経緯を丁寧に聴き取ると共に、情報に真摯に傾聴し、対応します。いじめの情報を報告することは多大な勇気を要するものであることを理解し、いじめの相談には共感的に接し、迅速に対応します。いじめを認知した場合は、校長が迅速に校内いじめ防止対策委員会を招集し、協議結果をもとに全教職員で情報を共有し、保護者や関係機関と連携しながら、組織的対応を行っていきます。

② 事実の明確化に努めます

いじめの実態については関係する児童や家庭等から丁寧に聴き取り、児童や保護者の思いを大切にしながら適切に対応していきます。また、アンケート調査を行う等、できる限りの手立てを用いて明確にし、保護者に伝えていきます。重大事態等の事案では、直ちに学校の設置者に報告し、設置者との連携を密にしながら事実調査をしていきます。

③ 被害を受けた児童への支援を最優先に取り組みます

被害を受けた児童の心に寄り添った聴き取りや支援を最優先に取り組み、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の支援を依頼しながら、安心して登校できる環境を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取り組みを明確に児童や保護者に伝え、協力を仰ぎます。

④いじめに関わった児童への適切な指導支援を行います

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢で指導します。いじめに当たる行為を明確にし、相手の立場でいじめを考える大切さを指導し、反省を促すと共に、再発防止に努めます。また、児童をいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取り組みを行います。保護者に事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや児童の心に寄り添った指導支援を依頼、助言します。重大事態を招くような事案の場合は学校の設置者に報告して関係機関との連携による指導を行います。

⑤いじめを許さない集団づくりに努めます

いじめは、直接いじめに関わった児童だけでなく、集団に所属する全ての児童の傍観者的な関わりが起因することもあります。様々な手立てを講じて、いじめを自分の問題として捉え、いじめを見逃さない、加担しない、許さない集団の育成に努めるとともに、互いを尊重し、認め合う人間関係、互いを支え合う温かい集団の育成に努めます。また、再発防止のためにも継続的な指導、日常的な注意深い見守りを続けます。

⑥多様な外部人材等を活用し問題解決に努めます

問題解決を図るため、教育委員会と連絡を密にし、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えます。

4 いじめ防止に対応する校内組織の編成について

いじめの未然防止、いじめの早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うための取組を推進する中核組織として「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ防止に努めます。いじめ防止対策委員会は学校が組織的に対応し、複数の見立てを行い、必要に応じて外部の関係者の参画を得て対応することにより、より実効的ないじめ事案の解決を図るようにします。

○いじめ防止対策委員会の構成員

校長；会務の総括 教頭；校長の補佐、会務の具体の差配
教務主任 生徒指導主事 養護教諭
関係する教職員（いじめの事案に関係する児童の担任等）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

○いじめ防止対策委員会の役割

- ・いじめを防止するための取組の推進
- ・いじめに関わるアンケート等から得られる情報の整理と課題及び対策の決定
- ・いじめ事案が発生した際の具体的対応の決定
 - 事実確認（正確な実態把握）
 - 指導体制、指導方針の決定
 - （被害児童への対応 教育委員会等関係機関への連絡 保護者との連携
 - いじめに関わった児童への指導、専門機関との連携等）
 - 指導の成果の確認と必要な追加措置の決定
- ・再発防止に向けての取組の推進